

## 第4部報告

—上級研究員制度（仮称）の新設について（基礎科学振興・充実の  
ための一方策）—

昭和63年 7月15日

日 本 学 術 会 議  
第 4 部

この報告は、第13期日本学術会議第4部の審議結果を取りまとめ発表  
するものである。

部 長	田丸 謙二	
副部長	渡邊 格	
幹 事	有馬 朗人	
幹 事	大木 道則	
会 員	浅田 敏	中嶋 貞雄
	飯野 徹雄	永田 雅宜
	今堀 宏三	西川 治
	上野 正	西川 哲治
	大沢 文夫	野沢 保
	大島 康行	埴原 和郎
	岡田 重文	林 知己夫
	坂井 利之	平本 幸男
	澤田 龍吉	牧 二郎
	芝 哲夫	宮澤 辰雄
	柴崎 達雄	向山 光昭
	砂川 一郎	山本 勇麓
	田中 郁三	早川 幸男
	寺山 宏	

－上級研究員制度（仮称）の新設について（基礎科学振興・  
充実のための一方策）－

第4部では、基礎科学振興のための方策を鋭意検討してきたが、予算面、組織面の充実とともに、基礎科学分野に、人材の確保と交流を積極的に図ることが極めて重要であると判断した。

そのための一方策として、新たに上級研究員制度（仮称）を創設して、優秀な人材の確保を図るとともに、この運用を通じ、国の内外の広い範囲にわたる研究機関の間で、学問的、人事的交流を促進し、国際化を進めることが早急に必要であるとの見解に達した。この方策は、第4部以外の部門でも関係するところが深いと思われるので、この報告を契機として、各方面の実状に応じて、積極的な検討が行われることを期待する。

## 〔説 明〕

日本学術会議は、大学院の充実（注1）と大学等における学術予算の増額（注2）について、一昨年と昨年、二つの要望を議決した。大学院の充実と学術振興のための予算的措置が、日本における基礎科学を振興させる上で不可欠であることは言うまでもないが、これに加えて、絶対に必要なものとして、人材の確保と人事面での横の流れの促進があげられる。

今期、第3常置委員会でまとめられた学術動向調査によると、すべての分野で共通に指摘されている点として、①これからの「学術研究の推進のために」は、「学問分野の再編成」、「柔軟な研究組織の形成」が必要とされていること、②「研究交流」「人事交流」を高めて、「大学を開放的」にすることが不可欠とされていること、の二点がある。現存の制度といかにもうまく融合させ、改めながらこれらの方向づけを現実のものにして行くかが、我々に課せられた課題であると言えよう。

特に早い速度で流動的に進歩している基礎的学問の大半を担う大学や、研究所その他の組織では、新しい流れに対応させながら、いかにして研究や人造りを進めるかは常々心しなければならぬ基本的に重要な課題で、その解決には、先見性のある判断が要請される。

従来、若手研究者には、任期2年の学術振興会の特別研究員制度があり、その総勢も、当初の目標であった千名に近づいている。この制度は、基礎科学研究を推進する上で大変重要な貢献をしつつあることは言うまでもない。しかし、特別研究員の相当数が独自に新しい研究の萌芽を育てかけている状況を考慮し、更に期限を延長してその研究が根づく機会を与えることが望ましいのは当然である。このような事情を一方にし、更に上述の「広い人事交流」を推進し、新しい学問体系に向ける融通性のある対応を進めるために、現存の「特別研究員制度」を更に発展させ、中堅以上の研究員にまで拡大、充実させることが早急に必要であると判断される。すなわち、特別研究員制度の上にたった上級研究員制度（仮称）を新設し、優れた中堅以上の研究者を基礎科学分野に確保するとともに、その運用を通じて、研究交流、人事交流を積極的に

図る方策である。

積極的な人事交流、研究交流を促進し、横の流れを活性化することが、学術の発展にとって極めて重要であることは古くから認識されていた。しかし、現状の大学の縦型制度では、現実にはなかなか行われがたい。第4部ではこれまでこのことに関連して新しい上級研究員制度（仮称）について検討して来たがその内容は、任期を比較的長く（5～10年）とることによって、人材を確保するとともに、採用された研究者は、出身とは異なる大学、研究所で研究することを奨励することによって、横の流れの促進を図ろうとしている。すなわち、研究員の採用も、国内外、国公立、産官学の区別なしに行われ、国外や国内の国公立大学や各種研究機関の間の交流を図り、広い範囲にわたる学問的人事交流、協力を促すことを図ろうとするものである。

この制度の新設によって、「日常的に」融通性のある人事交流の雰囲気生まれ、いろいろな分野間の交流が促進され、日々進展する学問の動きに即応出来るようになることが期待されよう。

このように、この研究員制度の新設のねらいは、優れた人材の確保とともに基礎科学分野に人事の流動化を促し、国際化を進めるところにある。これに似た制度はすでに英・仏・独などでも行われ成功をみている。

この研究員制度においては、厳正かつ公正な公募選考により毎年一定数の人材を選考し、十分な処遇の下に研究に専念させるが、場合により大学院における研究指導に協力することの出来るようにする。これらに対する給与、研究費はそれにみあった配慮をする。こうして選ばれた研究員の研究場所、研究期間は研究者の間での話し合いで定める。この際、大学、研究所等受け入れ側は、研究用スペース、研究費の確保が出来るよう、政府において予算措置がなされるべきである。

以上のように、国の費用により、研究テーマに適応した融通性のある協力体制を作りやすくし、独創的研究を育て、人材を確保することが出来るよう、新しい研究員制度を作ることが早急に必要であると第4部では判断した。

(注1) 我が国における学術研究の推進について—大学院の充実等を中心として—(要望) (昭和61年10月23日 第101回総会)

(注2) 大学等における学術予算の増額について(要望) (昭和62年4月24日 第102回総会)

(付 記)

この度は「第4部の報告」という立場から、この種の研究員制度の新設を考えたが、第4部としては、この種の制度を第4部の分野に限ることを主張しているのではなく、広く他分野に拡げられ、それぞれの分野の実状に適した形として運用され、全学問分野の調和ある充実、振興に資することを切に望んでおり、そのための建設的意見を広く求めるものである。